

令和2年第2回衣浦東部広域連合議会臨時会

議案説明書

(令和2年11月24日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 7 号	衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 8 号	衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 9 号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	15

議案第7号

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

人事院勧告に鑑み、条例の一部を改正する必要があるため。

2 改正の概要

(1) 期末手当の支給率の改正（第1条及び第3条関係）

令和2年6月期及び12月期の期末手当の支給率を次のとおり改める。

期 別	職員区分	改正後	改正前
6月期・ 12月期	一般職員及び 会計年度任用 職員	6月：100分の130 12月：100分の125	100分の130

(2) 期末手当の支給率の改正（第2条及び第4条関係）

令和3年度以降の期末手当の支給率を次のとおり改める。

期 別	職員区分	改正後	改正前
6月期・ 12月期	一般職員及び 会計年度任用 職員	100分の127.5	6月：100分の130 12月：100分の125

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和3年4月1日から施行する。

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第16号）（第1条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第16号）（第2条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

新旧対照表

○衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年12月26日衣浦東部広域連合条例第6号）

(第3条関係)

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新旧対照表

○衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年12月26日衣浦東部広域連合条例第6号）

(第4条関係)

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第 8 号

衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

(1) 急速充電設備に関する事項（第 17 条の 2 関係）

ア 対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限「50キロワット」を「200キロワット」に改める。

イ 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正する。

(2) 火を使用する設備等の設置の届出に関する事項（第 63 条関係）

急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）については、消防署への設置の届出を要することとする。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日。ただし、この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第 17 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

新旧対照表

○衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第25号）

新	旧
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに<u>第63条第14号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項（第9号を除く。）並びに第18条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに<u>第63条第13号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項（第9号を除く。）並びに第18条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<u>第12号</u>において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらな</p>

じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
い。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

なければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(12) (略)

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検

(11) (略)

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

(水素ガスを充填する気球)

第23条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア～エ (略)

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(14) (略)

(13) (略)

(14) (略)

2 (略)

(水素ガスを充てんする気球)

第23条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

ア～エ (略)

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) 水素ガスを充填する気球

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) 水素ガスを充てんする気球

議案第9号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
について

1 改正の理由

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴い、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて議会の議決が必要となるため。

2 改正の概要

尾張市町交通災害共済組合（民間保険事業の多様化に伴う加入者の減少を理由に、令和3年3月31日をもって解散）は、愛知県市町村職員退職手当組合からの脱退を希望しており、構成団体を定めた別表第1及び議員の選挙区を定めた別表第2から尾張市町交通災害共済組合を削除するもの

3 施行期日

令和3年4月1日

(議案第9号参考資料)

新旧対照表

○愛知県市町村職員退職手当組規約(昭和33年10月17日規約第1号)

新	旧												
<p>別表第1(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合 <u>北名古屋水道企業団</u> 北設広域事務組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合</p> </div> <p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="170 1206 1079 1382"> <thead> <tr> <th>議員の選挙区</th> <th>定数</th> <th>選挙区の組合市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	議員の選挙区	定数	選挙区の組合市町村	(略)			<p>別表第1(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 海部南部水道企業団 東部知多衛生組合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合 <u>北名古屋水道企業団</u> <u>尾張市町交通災害共済組合</u> 北設広域事務組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事務組合</p> </div> <p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1180 1206 2089 1382"> <thead> <tr> <th>議員の選挙区</th> <th>定数</th> <th>選挙区の組合市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	議員の選挙区	定数	選挙区の組合市町村	(略)		
議員の選挙区	定数	選挙区の組合市町村											
(略)													
議員の選挙区	定数	選挙区の組合市町村											
(略)													

3 区	5 人	東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美 浜町 武豊町 海部南部水道企業団 東部 知多衛生組合 知多南部衛生組合 <u>北名古 屋水道企業団</u> 海部東部消防組合 尾三消 防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生 組合 海部南部消防組合 海部地区水防事 務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企業 団 知多南部消防組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療所組合 西春日井広域事 務組合	3 区	5 人	東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美 浜町 武豊町 海部南部水道企業団 東部 知多衛生組合 知多南部衛生組合 <u>北名古 屋水道企業団</u> 尾張市町交通災害共済組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広 域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部 消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛 生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消 防組合 五条広域事務組合 海部地区急病 診療所組合 西春日井広域事務組合
(略)			(略)		

